

ばい煙発生施設測定項目・測定頻度一覧（大気汚染防止法施行規則第15条関係）

施設の種類		硫黄酸化物排出量	排出ガス量	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん
ガス専焼ボイラー ガスタービン ガス機関	10m <sup>3</sup> N/h以上	4万m <sup>3</sup> N/h以上	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上	5年に1回以上	
		4万m <sup>3</sup> N/h未満		年2回以上※1		
	10m <sup>3</sup> N/h未満	4万m <sup>3</sup> N/h以上	-	2ヶ月に1回以上		
		4万m <sup>3</sup> N/h未満		年2回以上※1		
燃料電池用改質器 (ガス発生炉)		10m <sup>3</sup> N/h以上	-	2ヶ月に1回以上	5年に1回以上	
		10m <sup>3</sup> N/h未満	-	-		
廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/h以上	10m <sup>3</sup> N/h以上	4万m <sup>3</sup> N/h以上	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上
			4万m <sup>3</sup> N/h未満		年2回以上※1	
		10m <sup>3</sup> N/h未満	4万m <sup>3</sup> N/h以上	-	2ヶ月に1回以上	
			4万m <sup>3</sup> N/h未満		年2回以上※1	
	焼却能力 4t/h未満	10m <sup>3</sup> N/h以上	4万m <sup>3</sup> N/h以上	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上	年2回以上※1
			4万m <sup>3</sup> N/h未満		年2回以上※1	
		10m <sup>3</sup> N/h未満	4万m <sup>3</sup> N/h以上	-	2ヶ月に1回以上	
			4万m <sup>3</sup> N/h未満		年2回以上※1	
上記以外の 全てのばい煙発生施設 (ボイラー・冷温水機など)		10m <sup>3</sup> N/h以上	4万m <sup>3</sup> N/h以上	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上
			4万m <sup>3</sup> N/h未満		年2回以上※1	年2回以上※1
		10m <sup>3</sup> N/h未満	4万m <sup>3</sup> N/h以上	-	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上
			4万m <sup>3</sup> N/h未満		年2回以上※1	年2回以上※1

※1 排出ガス量が4万m<sup>3</sup>N/h未満であって、1年間につき継続して休止する期間が6月以上のばい煙発生施設については、年1回以上測定。

※2 ばい煙量等については、排出基準が定められている項目が測定対象となる。